

大阪府高等学校社会(地歴・公民)科研究会会則

昭和 35 年 5 月 2 日・昭和 41 年 4 月 30 日
昭和 42 年 5 月 6 日・昭和 45 年 4 月 18 日
昭和 48 年 5 月 12 日・昭和 50 年 1 月 28 日
昭和 56 年 4 月 25 日・昭和 62 年 4 月 25 日
平成 3 年 4 月 27 日・平成 6 年 4 月 30 日
平成 15 年 5 月 23 日・平成 23 年 5 月 13 日
令和 元 年 5 月 31 日

一部改正

(名称)

第1条 本会は大阪府高等学校社会(地歴・公民)科研究会と称する。

(目的)

第2条 本会は大阪府高等学校の社会科・地理歴史科・公民科教育の向上と発展を図り、併せて会員相互の交流を深めることをもって目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

1. 講演会・見学会・経験交流会
2. 標準問題の作成・研究
3. 資料・教材等の調査・研究・発表
4. その他、上記目的を達成するために必要な事項

(会員)

第4条 本会は大阪府内の国・公・私立高等学校(支援学校・中等教育学校を含む)の社会科・地理歴史科・公民科教育に従事する者をもって組織する。

(理事・研究部員等)

第5条 本会に下記の理事・研究部員・参事・会計監査をおく。

1. 理 事 会 長…1名 副会長…3名 理事長…1名 副理事長…2名
庶務理事…若干名 会計理事…2名
部 長…(公民・地理・歴史・市立・私立)… 5名
副部長…(同)… 若干名
2. 研究部員 各分会単位で必要な人数をもって構成する。
3. 参 事 若干名
4. 会計監査 3名

(理事等の任務)

第6条 前条の理事等の任務は下記のとおりとする。

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 会 長 | 会務を総括し本会を代表する。 |
| 副 会 長 | 会長を補佐し会長事故あるときはその任務を代行する。 |
| 理 事 長 | 会務運営の中心となり会務の執行を推進する。 |
| 副理事長 | 理事長を補佐し理事長事故あるときはその任務を代行する。 |
| 庶務理事 | 本会の庶務を司る。 |
| 会計理事 | 本会の会計を司る。 |
| 部 長 | 各分会を総括する。 |
| 副 部 長 | 部長を補佐し部長事故あるときはその任務を代行する。 |
| 各種委員長 | 各種委員会活動を総括する。 |
| 研究部員 | 会務を分担執行する。 |
| 参 事 | 会務の運営に協力する。 |
| 会計監査 | 本会の会計を監査する。 |

(理事等の任期)

第7条 理事等の任期は原則2年とする。ただし重任は妨げない。理事等に欠員があるときは補充することができる。

(理事等の選出)

第8条 理事等の選出は次の通りとする。

1. 会長・副会長は理事会で会員の中から選出し、総会で承認する。
2. 理事長・副理事長・庶務理事・会計理事は理事会で会員の中から推挙し、総会で承認する。
3. 部長・副部長は各部会で会員の中から推挙し、総会で承認する。
4. 研究部員は会員の中より選出する。
5. 参事は会長が委嘱する。
6. 会計監査は理事会で推挙し、総会で承認する。ただし、会計監査は現職の理事・研究部員を除く。

(顧問等)

第9条 1. 本会に顧問ならびに参加をおくことができる。

2. 顧問ならびに参加は会長が委嘱する。
3. 顧問ならびに参加は会長に委嘱された業務を補佐する。
4. 参加の任期は会長により委嘱された業務が終了するまでを期間とする。

(総会)

第10条 1. 総会は本会の最高議決機関である。

2. 定例総会は年1回とし、予算・決算の承認および重要事項を審議する。
3. 理事会または会員からの要請があった場合、理事会は臨時に総会を開くことができる。
4. 総会は会長が召集する。
5. 総会の議決は委任状を含めた出席者の過半数をもってとする。

(理事会)

第11条 理事会は各部会および各種委員会の連絡調整をはかり、会務の運営にあたる。

理事会は総会にかわる議決機関であって、理事等の推挙および理事会が提出する議案などの審議にあたる。

(部会)

第12条 部会は公民・地理・歴史部会と市立・私立部会とし、それぞれの部に関する研究活動を推進する。

(各種委員会)

第13条 各種委員会は必要に応じて設け、専門的な事項に関する研究活動を推進する。

各委員会の委員長は各部会より選出する。

(経費)

第14条 本会の経費は会費等をもって充てる。会費は別に定める。

(会計年度)

第15条 本会の会計は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(会則の変更)

第16条 本会則は総会の決議を経なければ変更できない。

(附則) (1) 本会の事務局は、理事会の承認を得て会長が委嘱する学校におくものとする。

(2) 本会の会費は、1校3,000円とし、変更するときは総会の承認を必要とする。